

東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) センターの専任教員</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 農学部・農学府教授会から選出された講師以上の教員 <u>4</u>人</p> <p>(7) 工学部・工学府教授会から選出された講師以上の教員 <u>4</u>人</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) センターの専任教員 <u>2</u>人</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 農学部・農学府教授会から選出された講師以上の教員 <u>2</u>人</p> <p>(7) 工学部・工学府教授会から選出された講師以上の教員 <u>2</u>人</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>	

附 則(平成29年4月1日術規則第1号)  
この規則は、平成29年4月1日から施行する。